

群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱

制 定	平成26年3月26日	技第30-13号
一部改正	平成27年3月26日	技第98-2号
一部改正	平成28年3月29日	技第98-3号
一部改正	平成29年3月31日	技第98-2号
一部改正	平成31年4月1日	技第98-2号
一部改正	令和元年10月10日	技第98-4号
一部改正	令和2年4月1日	技第98-2号
一部改正	令和3年3月24日	技第98-4号
一部改正	令和3年5月11日	技第98-1号
一部改正	令和4年3月29日	技第98-4号
最終改正	令和5年3月30日	技第98-2号

第1 趣旨

農業事務所長（以下「所長」という。）は、鳥獣害対策地域支援事業実施要領（平成26年3月26日付け技第30-12号、以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 補助対象事業等

助成対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

第3 補助金の交付申請

規則第4条の規定に基づき補助金の交付を受けようとする市町村長及び協議会長（以下「市町村長等」という。）は、別記様式第1号の補助金交付申請書1部に事業実施計画（別記様式第2号）、収支予算書（別記様式第3号）を添えて所長に提出しなければならない。

- 市町村長等は、1の申請書を提出するに当たって、要領別記第2の2に定める事業実施主体において補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りではない。

- 所長が交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 補助事業の遂行において要領別記第2の3の各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、市町村長等は所長に報告し、警察に通報すること。
- その他、所長が必要と認める条件

- 間接補助事業の場合にあっては、市町村長は、事業実施主体に対し、交付の目的に従って相当の反対給付を受けないでなす補助金を交付するものとする。

- 前項の間接補助金は、暴力団等に交付しないものとする。

- 6 間接補助事業者が暴力団等であることを知ったときは、市町村長は間接補助金の交付を取り消すものとする。
- 7 間接補助事業者が暴力団員等から不当な要求行為を受けたことを知ったときは、市町村長は所長に報告し、警察に通報するものとする。

第4 概算払

市町村長等は、規則第7条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第4号の概算払請求書1部を所長に提出するものとする。

第5 変更承認申請

市町村長等は、規則第9条第1項の規定に基づき所長の承認を受けようとする場合は、別記様式第5号の変更等承認申請書1部を所長に提出しなければならない。

第6 軽微な変更

規則第9条1項第1号の知事があらかじめ認める軽微な変更は、申請書の記載事項につき別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 指示申請

市町村長等が規則第9条2項の規定により所長の指示を求める場合は、補助事業が予定の期間内に完了しない理由、又は補助事業の遂行が困難となった理由を記載した、別記様式第6号の指示申請書1部を所長に提出しなければならない。

第8 状況報告

市町村長等は、規則第10条の規定に基づき補助金交付決定があった年度の12月31日現在における遂行状況を別記様式第7号により作成し、別途所長が定める日までに1部を所長に提出しなければならない。

なお、第4に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第9 実績報告

市町村長等は、規則第11条の規定により実績報告しようとするときは、別記様式第8号の実績報告書1部に事業実績（別記様式第2号）、収支精算書（別記様式第3号）を添えて所長に提出するものとし、その提出の期日は、原則として補助事業完了後その日から1月を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日とするが、所長が別に指定したときは、指定した日までとする。

- 2 第3第2項のただし書きにより交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3の2ただし書きに該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3第2項のただし書きにより交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに所長に報告すると

ともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第10 書類の保管等

市町村長等は、実施した補助事業に係る書類について、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第11 その他

規則及びこの要綱に定めることのほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、所長が指示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

改正前の本要綱に基づき補助金の交付決定を受けている事業については、要領第2の1の相当するメニューに該当する事業とみなす。

要領第2の2のメニューの実施に係る補助金の交付申請等の手続は、要領第2の1のメニューの実施に係る補助金の交付申請等の手続と区分して、別に行うものとする。

- 7 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 9 この要綱は、令和3年4月16日から適用する。

改正前の本要綱の別表の助成対象経費の欄に掲げる4の(4)については、改正後の同欄に掲げる4の(6)に該当するものとみなす。

- 10 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 11 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表

助成対象経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>要領に定めた事業のメニューに係る次に掲げる経費</p> <p>1 捕獲推進 (1) 捕獲従事者人件費 (2) 装弾購入費 (3) 捕獲従事者保険料 (4) 誘引用エサ購入費</p> <p>2 捕獲機材等導入</p> <p>3 個体群管理等推進 (1) 人件費 ① 追払い ② 調査・放獣 (2) 追払い資材・機材購入費 (3) 放獣機材等購入費 (4) 調査機材購入費</p> <p>4 捕獲奨励 (1) イノシシ (幼獣) (2) イノシシ (幼獣:ICT 活用) (3) イノシシ (成獣:ICT 活用) (4) ニホンジカ (幼獣) (5) ニホンザル (幼獣) (6) カモシカ (幼獣) (7) アライグマ (8) ハクビシン</p> <p>5 電気柵適切管理推進</p> <p>6 緩衝帯整備</p>	<p>1 (1)～(4) 1 / 4 以内</p> <p>2 1 / 4 以内</p> <p>3 (1)～(3) 1 / 2 以内 (4) 1 / 4 以内</p> <p>4 定額 (1 頭) (1) 4 千円以内 (2) 8 千円以内 (3) 8 千円以内 (4) 4 千円以内 (5) 4 千円以内 (6) 4 千円以内 (7) 2 千円以内 (8) 2 千円以内</p> <p>5 1 / 2 以内 (上限補助額 9 0 円 / m)</p> <p>6 1 / 2 以内 (上限補助額 4 8 0 千円 / h a)</p>	<p>1 助成対象経費の欄に掲げる 4 から 1、2、3、5、6 への事業費の流用</p> <p>2 助成対象経費の欄に掲げる 1 から 6 の合計事業費の 3 0 % を超える増減</p> <p>3 県補助金額の増</p>	<p>1 事業のメニューの新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

群馬県〇〇農業事務所長 あて

〇〇市町村長
〔 又は 協議会の所在地
協議会の名称及び代表者名 〕

〇〇年度鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり実施したいので、群馬県補助金等に関する規則第4条及び群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱第3に基づき、金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業実施計画（別記様式第2号）
- 2 収支予算書（別記様式第3号）

鳥獣害対策地域支援事業実施計画書

1 事業の目的

2 内容及び事業費の負担区分

助成対象経費	事業内容	事業量 (A)	単 価 (B)	事業費 (C=A×B)	負担区分			備考
					県補助金	市町村	その他	
合 計								

3 事業の着手及び完了予定年月日

着手 年 月 日
 完了 年 月 日

注1) 実績報告書に添付する時は、実施計画を実績に、3の事業の着手及び完了予定年月日を事業の着手及び完了年月日に読み替えるものとする。

注2) 計画変更時及び実績報告時において、変更のある場合には変更箇所を対比できるように二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

収支予算書（収支精算書）

収入の部

単位：円

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金					
市町村費					
その他					
合 計					

支出の部

単位：円

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
合 計					

注) ()内は実績報告書に添付する場合

群馬県〇〇農業事務所長 あて

〇〇市町村長
〔 又は 協議会の所在地
協議会の名称及び代表者名 〕

〇〇年度鳥獣害対策地域支援事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け群馬県指令〇農第〇〇〇-〇号で交付決定のあった事業について、群馬県補助金等に関する規則第7条第2項及び群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱第4に基づき、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 補助金の概算払を請求する理由

2 概算払の状況
別紙

3 振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

群馬県〇〇農業事務所長 あて

〇〇市町村長
〔 又は 協議会の所在地
協議会の名称及び代表者名 〕

〇〇年度鳥獣害対策地域支援事業費補助金変更等承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け群馬県指令〇農第〇〇〇-〇号で交付決定のあった事業について、群馬県補助金等に関する規則第9条第1項及び群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱第5に基づき、下記のとおり計画を変更（中止、廃止）したいので承認されたく申請します。

なお、その他については申請書記載のとおりとします。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

[Redacted area]

2 変更の内容

注) 補助金交付申請書に添付した事業計画書等に準じて作成し、変更箇所を対比できるように二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

群馬県〇〇農業事務所長 あて

〇〇市町村長
〔 又は 協議会の所在地
協議会の名称及び代表者名 〕

〇〇年度鳥獣害対策地域支援事業指示申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け群馬県指令〇農第〇〇〇-〇号で交付決定のあった事業について、別紙理由書により、予定期間内に事業が完了しない（事業が困難となりました）ので、群馬県補助金等に関する規則第9条第2項及び群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱第7に基づき、指示願いたく申請します。

添付書類

- 1 予定期間内に完了しない理由書又は遂行が困難となった理由書
- 2 補助事業の遂行状況を記載した書類

群馬県〇〇農業事務所長 あて

〇〇市町村長
〔 又は 協議会の所在地
協議会の名称及び代表者名 〕

〇〇年度鳥獣害対策地域支援事業遂行状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け群馬県指令〇農第〇〇〇-〇号で交付決定のあった事業について、群馬県補助金等に関する規則第10条及び群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱第8に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

助成対象 事業	交付決定時 の事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に完了するもの		
		事業費	出来高	事業費	事業完了 予定年月日	

群馬県〇〇農業事務所長 あて

〇〇市町村長
〔 又は 協議会の所在地
協議会の名称及び代表者名 〕

〇〇年度鳥獣害対策地域支援事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け群馬県指令〇農第〇〇〇-〇号で交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、群馬県補助金等に関する規則第 11 条及び群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱第 9 に基づき、その実績を報告します。
(なお、あわせて未受領額 円の交付を請求します。)

記

- 1 事業実績 (別記様式第 2 号)
- 2 収支精算書 (別記様式第 3 号)
- 3 振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

注) 実績報告時において、変更のある場合は変更箇所を対比できるように二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

群馬県〇〇農業事務所長 あて

〇〇市町村長
〔 又は 協議会の所在地
協議会の名称及び代表者名 〕

〇〇年度仕入に係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け群馬県指令〇農第〇〇〇-〇号で交付決定のあった事業について、鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱第9第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇農第〇〇〇-〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3 消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。